

法人事業税（農事組合法人）の課税対象項目の見直しについて

令和8年4月1日以後に開始する事業年度から、農事組合法人について、以下の課税対象の項目を見直すこととしましたので、お知らせします。

【変更内容】

項目	変更前 (令和8年3月31日以前 に開始する事業年度)	変更後 (令和8年4月1日以後に 開始する事業年度)
所得税法第174条(内 国法人に係る所得税 の課税標準)第1号及 び第2号の利子等及 び配当等の金額	収入すべき金額に含めない。	<u>「その他収入」に含める。</u>
保険事故を原因とし て受け取る保険金差 益(農産物の減収補て んを目的として支払 いを受ける農業共済 金を除く)及び満期返 戻金	収入すべき金額に含めない。	<u>「その他収入」に含める。</u>

お問合せは**管轄の県税事務所 法人担当**までお願いします。

中央県税事務所 043 (231) 2300	東金県税事務所 0475 (54) 0223
千葉西県税事務所 043 (279) 7111	茂原県税事務所 0475 (22) 1721
船橋県税事務所 047 (433) 1278	館山県税事務所 0470 (22) 7117
松戸県税事務所 047 (361) 2279	木更津県税事務所 0438 (25) 1110
柏県税事務所 04 (7147) 8743	市原県税事務所 0436 (22) 2171
佐倉県税事務所 043 (483) 1114	
香取県税事務所 0478 (54) 1314	
旭県税事務所 0479 (62) 0772	

<https://www.pref.chiba.lg.jp/zeimu/jimusho/index.html>

